

資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保全措置の概要又は措置に関する検討状況

(ア) 現在の状況

構成資産と一体をなす周辺環境は、白山山頂を中心とした石川・福井・岐阜の3県にまたがる広域に展開し、その規模・性質・立地条件や地元住民、関係団体、関係機関等との係わりにおいても多様である。例えば、構成資産と一体をなす周辺環境については、1「白山の高山植物帯」、42～45「加賀禅定道」、「越前禅定道」、「美濃禅定道」、「白山山頂遺跡群」、24「白山麓出作りと真宗道場等の景観」等のように山岳・河川・渓谷等の自然地形や森林・植生等と一体的となり景観を形成している事例や、20～23、30、31、40のように現在の集落域等と一体的となり景観を形成している事例がある。

現在、構成資産と一体となる周辺環境に対する保全措置は、下表のとおりである。

構成資産名	周辺環境の保全措置
旧小倉家住宅(17)、旧杉原家住宅(18)、旧織田家住宅(19)、旧尾田家住宅(25)	石川県立白山ろく民俗資料館敷地として面的に保全
白山の高山植物帯(1)、岩間の噴泉塔群(2)、石徹白のスギ(4)、白山中居神社のブナ原生林(7)、白山中居神社の森(8)、石徹白の浄安スギ(9)、白水の滝(14)、白山平泉寺旧境内(28)の大半、旧玄成院庭園(29)、白山中居神社境内の景観(40)、加賀禅定道(42)、越前禅定道(43)の大半、美濃禅定道(44)の大半、白山山頂遺跡群(45)	白山国立公園(自然公園法に基づく規制)
御仏供スギ(5)、白山比咩神社本殿(27)、鳥越城跡附二曲城跡(41)	獅子吼・手取県立自然公園(「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づく規制)
越前禅定道(43)の一部	奥越高原県立自然公園(「福井県立自然公園条例」に基づく規制)
阿弥陀ヶ滝(11)、前谷床並社跡のトキノキ(12)	奥長良川県立自然公園(「岐阜県立自然公園条例」に基づく規制)
那谷寺本堂(32)、那谷寺護摩堂(33)、那谷寺三重塔(34)、那谷寺鐘楼(35)、那谷寺書院及び庫裡(36)、那谷寺庫裡庭園(37)、那谷寺茶室如是庵(38)、那谷寺奇岩遊仙境(39)	那谷寺境内地として面的に保全

(イ) 今後の方針

構成資産と一体をなす周辺環境の保全については、当面、石川県が設置した学術調査委員会の指導を得ながら、構成資産に対する学術調査の実施と並行して、重要な構成要素及び保全措置を講ずるべき範囲を明らかとしていくものとする。

そして、明らかとなった周辺環境のうち、重要な構成要素及び景観等の保全措置が十分でない範囲については、所管する市・村が、地域住民や関係団体、関係機関等の理解と協力を得ながら、条例の制定等による保全措置を計画的に進めることとする。

また、自然公園法、河川法、森林法等の関係法令を有機的に関連させつつ、関係機関等と緊密に連携を図ることで、周辺環境の適切な保全を確実なものとし、白山国立公園内については、環境省、3県、5市、1村、事業者が協力して文化財の適切な保存・活用と、その周辺の環境を一体的に保全するため、包括的保存管理計画検討委員会を中心に文化財の保存管理を適切に実施できる組織体制の整備を図る。